

# 石川県公報

令和2年2月3日(月曜日)

号 外

(第5号)

## 目 次

告 示  
○保安林の皆伐面積の限度

(森林管理課) 1

## 告 示

### 石川県告示第26号

令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和2年2月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	ヘクタール
奥能登東部 水源 <sup>かん</sup> 涵養保安林	47.00	
奥能登西部	158.74	
中能登東部	12.34	
中能登西部	50.65	
中能登中部	48.92	
中能登南部	79.35	
富来川神代川	10.22	
羽 昨 川	78.46	
犀川大野川	499.68	{ 国有林 195.92 民有林 303.76
手 取 川	1,210.42	{ 国有林 341.84 民有林 868.58
梯 川	274.04	{ 国有林 137.26 民有林 136.78
大 聖 寺 川	480.76	{ 国有林 30.28 民有林 450.48
小 計	2,950.58	
奥能登東部 土砂流出防備保安林	3.18	
奥能登西部	0.78	
中能登東部	0.28	
中能登西部	2.84	
中能登中部	0.42	
中能登南部	6.50	
富来川神代川	1.66	
羽 昨 川	18.16	

犀川大野川	〃	7.56	
手取川	〃	5.32	{ 国有林 3.66 民有林 1.66
梯川	〃	5.16	{ 国有林 5.12 民有林 0.04
大聖寺川	〃	0.12	
小計		51.98	
中能登西部	干害防備保安林	1.68	
犀川大野川	〃	1.32	
大聖寺川	〃	0.08	
小計		3.08	
能登地区	保健保安林	134.52	
能登地区～手取川	〃	65.34	
手取川	〃	31.66	
手取川～福井県境	〃	159.18	
小計		390.70	
合	計	3,396.34	